

○住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求人陳述の実施)

第2条 監査委員は、陳述の日時、場所等を請求人に書面により通知する。

- 2 陳述は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせるものとし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに委任状を提出させるものとする。
- 3 請求人等が複数の場合、監査委員は、陳述を行う者（以下「陳述人」という。）の人数を制限することができる。この場合、陳述を行う者は請求人等が選任する。
- 4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 5 陳述の時間は、陳述を行う者の人数にかかわらず概ね30分以内とする。ただし、監査委員が特に必要があると認めるときは、概ね1時間以内とする。
- 6 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。
- 7 陳述開始時刻を10分経過しても請求人等が陳述会場に入室しなかった場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があった場合はこの限りでない。

(請求人による証拠の提出)

第3条 証拠の提出は、郵送によることができる。

- 2 証拠の提出の期限は、第2条第1項により請求人に通知した陳述の日の前日までとする。
- 3 提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。
- 4 請求人が陳述を行わない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人陳述を実施する場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定により立ち会う関係職員等は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 関係職員等の立会いが、請求人等の円滑な陳述の支障となると認められるときは、監査委員は、立会いの人数を制限することができる。

(関係職員等の陳述の実施)

第5条 監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述を聴取することができる。

- 2 監査委員は、関係職員等の陳述の日時、場所等を関係職員等に通知する。

- 3 監査委員は、監査の対象となる関係職員等が複数の場合は、それらを代表する関係職員等に陳述を行わせることができる。
- 4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 5 陳述の時間は、陳述を行う者の人数にかかわらず概ね30分以内とする。ただし、陳述の補足を求めるなど監査委員が特に必要があると認めるときは、時間を延長することができる。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述を実施する場合、必要があると認めるときは、請求人等を立ち合わせることができる。

- 2 請求人等が多数で、全員が立ち会うことができないと認められるときは、監査委員は、立会いの人数を制限することができる。
- 3 第1項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 4 第1項の規定により立ち会う請求人は、監査委員が必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の内容に関して意見等を述べるることができる。

(陳述の中止等)

第7条 陳述人が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は、陳述を中止することができる。

- 2 監査委員は、立会いをする者が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第8条 監査委員は、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとき、その他陳述の運営に支障を及ぼすおそれがあると判断したときを除き、陳述の傍聴を許可することができる。

- 2 監査委員は、会場その他の都合により、傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の人数を制限することができる。
- 3 傍聴を希望する者は、傍聴人受付簿に必要な事項を記入しなければならない。
- 4 傍聴人の決定は、陳述当日、傍聴人受付簿に記載された順によるものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴を認めないものとする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼりその他陳述会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者
- (4) 鉢巻き、たすき、ヘルメット、腕章、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他、陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならないものとする。

- (1) 陳述や意見表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 私語、喫煙又は飲食をしないこと
- (3) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと
- (4) その他陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと
- (5) その他監査委員の指示に従うこと
(傍聴人の退場)

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき
- (2) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めたとき
(陳述の撮影及び録音)

第12条 陳述会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音は認めない。ただし、陳述の聴取の開始前に限り、撮影を認めるものとする。この場合、撮影をしようとする者は、被写体に含まれる者の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、事務局職員に陳述の内容を録音機器等により録音させることができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が決定する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。